

公益社団法人花巻市シルバー人材センター地域班設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に地域班を設置し、会員相互の連帯意識と共働・共助の精神を基調に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え、事業効果を高めるとともに、地域の発展に貢献する。

(地域班の設置)

第2条 センターは、市内の各地域に、会員数及び面積等地域の状況を勘案して地域班を置く。

2 地域班の名称は、それぞれ地域に相応して名付ける。

(班長及び連絡員)

第3条 地域班に班長1名を置く。

2 地域班に班長を補佐するため、会員数の増加及び地域の状況を勘案し、概ね会員20名あたり1名の連絡員を置くことができる。

(班長及び連絡員の任務)

第4条 班長及び連絡員は、センターと密接な連携を保ちながら、次のことを遂行する。

- (1) センター事業の周知及び会員互助の精神の高揚に関すること。
- (2) 会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関すること。
- (3) 会員の意見、要望等の伝達調整に関すること。
- (4) センターの目的達成に必要な情報の収集等に関すること。

(班長及び連絡員の選任及び任期)

第5条 班長及び連絡員は、地域班会員の中から推薦を受け、理事長が委嘱する。

2 班長及び連絡員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期途中で補充された班長及び連絡員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は次のとおりとする。

- (1) 班長が招集する地域班会議
- (2) 理事長が招集する班長会議

2 地域班会議は、合同で開催することができる。

(費用弁償)

第7条 班長及び連絡員の任務を行うために要する活動経費として、班長に年額18,000円、連絡員に年額8,400円の費用弁償を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

地域班設置要綱内規

1. 地域班の区域は次の通りとする。

地域班名	区域（行政区）
花北第1	松園町（1区、2区、3区、4区、5区）、新田、星ヶ丘（1丁目、2丁目）、桜台
花北第2	浅沢、四日町（1丁目、2丁目、3丁目）、一日市、愛宕、坂本、小舟渡
花西第1	西大通、材木町、若葉町、北万丁目、南万丁目の一部（菅原自工前の東西に走る道の北側）
花西第2	石神、藤沢町、桜木町、鍛冶町の一部（東北本線西側）、南万丁目の一部（菅原自工前の東西に走る道の南側）
花 東	東町、御田屋町、大通り（1丁目、2丁目）、鍛冶町の一部、花城町、上町、里川口町、城内、末広町、高田、豊沢町、仲町、双葉町、吹張町、南川原町
花南第1	桜町（1丁目、2丁目、3丁目、4丁目）、南城、十二丁目、成田
花南第2	諏訪、大谷地、山の神
湯口第1	鉛、下シ沢、大沢、志戸平、根岸、神明、橋本、西晴山、上根子、一本杉、二ッ堰、中村、八幡
湯口第2	才ノ神、新田、熊野、中根子、南中根子、上円膝、下円膝、鍋倉（1区、2区）
湯 本	湯本全域
矢沢第1	矢沢、幸田、高松（第1、第2、第3）
矢沢第2	高木（第1、第2、第3）、高木小路、東十二丁目
宮野目	宮野目全域
太 田	太田全域
笹 間	笹間全域
好 地	
大瀬川八日市	
八幡	
新堀	
八重畑	
土沢第1	
土沢第2	
土沢第3	

小山田第1	
小山田第2	
中内	
谷内	
大迫	
亀ヶ森	

2. 1地区の会員数が概ね50名を越えた場合は、地区を分割することができる。
3. 公益社団法人花巻市シルバー人材センター地域班設置要綱（平成25年4月1日）第3条第2項に規定する連絡員の設置基準は当分の間、会員数その他地域の状況を勘案し、概ね次のとおりとする。

会 員 数	連絡員数
20名未満	—
20名以上40名未満	1名
40名以上100名未満	2～4名
50名以上	5名